

寄
附
行
為

財団法人 日本冷凍食品検査協会

寄 附 行 為

昭和二十四年十一月二十二日制定
昭和五十六年三月二十七日改正
平成元年三月二十日改正
平成十一年八月二十四日改正
平成十五年九月十八日改正
平成十八年七月十四日改正

第一章 総 則

(目 的)

第一条 本会は、冷凍食品及びこれに準ずるものの検査並びにこれに附帯する事業を行い、その声価の維持と向上を図りもって食品産業の健全な発展に資するとともに、食品衛生の向上、環境汚染の防止等公共の福祉に寄与することを目的とする。

(名 称)

第二条 本会は、財団法人日本冷凍食品検査協会と称し、英文名を JAPAN FROZEN FOODS INSPECTION CORPORATION (略称 JFFIC) と称する。

(事務所及び事業所)

第三条 本会は、主たる事務所を東京都港区芝大門二丁目4番6号に置き、理事会の議決を経て、必要な地に從たる事務所または事業所を置く。

(事 業)

第四条 本会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 冷凍食品及びこれに準ずるものの輸出検査とその証明

- 二 冷凍食品及びこれに準ずるものの受託検査とその証明
- 三 冷凍食品及びこれに準ずるもの並びにこれらにかかる物質の受託試験とその証明
- 四 冷凍食品及びこれに準ずるものの品質及び規格に関する諸統計並びに調査に関する事項
- 五 冷凍食品及びこれに準ずるものの検査に関する諸統計並びに調査に関する事項
- 六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき冷凍食品等の製造業者等の認定
- 七 食品衛生法による試験検査に関する事項
- 八 飼料の検査及び検定並びにその証明
- 九 前各号に掲げるほか、本会の目的達成に必要な事業

第二章 資産および会計

(資産)

第五条 本会の資産は、次に掲げるものからなる。

- 一 設立当初寄附された財産
- 二 設立後寄附された財産
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の区分)

第六条 本会の資産は、基本財産および運用財産に区分する。

2 基本財産は、前条に掲げる財産のうち、寄附者より基本財産として指定を受けた寄附財産、その他理事会の議決により基本財産に編入された財産よりなる。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第七条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(基本財産の処分)

第八条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本会の業務の遂行上必要な場合においては、農林水産大臣の承認を受けて次の各号の定めるところに従い処分し又は担保に供することができる

一 寄附者より基本財産として指定を受けた寄附財産については、理事総数および評議員総数のそれぞれ三分の二以上の同意を得ること。ただし理事会の議決により基本財産に編入された財産を処分しまたは担保に供した後に限る

二 理事会の議決により基本財産に編入された財産については、理事総数の三分の二以上の同意を得ること

(経費)

第九条 本会の経費は、基本財産から生ずる果実および運用財産をもってこれにあてる。

(事業年度)

第十条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等)

第十一条 理事長は、毎事業年度開始前に、評議員会の意見を聴き理事会の議決を経て、当該事業年度の事業計画及び収支予算を作成しな

ければならない。

2 理事長は、毎事業年度終了後三カ月以内に、当該事業年度の事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、理事会の議決及び監事の監査を経て、これを評議員会に報告し、かつ、前項の当該事業年度の事業計画及び収支予算とともに農林水産大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第十二条 本会は、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(暫定予算)

第十三条 第十一条第一項の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、理事会の議決を経て、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第十四条 本会は資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

第三章 役員等

(役員)

第十五条 本会に次の役員をおく。

理事 六名以上 八名以内

監事 二名以上 三名以内

2 理事のうち一名を理事長、一名を専務理事及び若干名を常務理事とする。

(役員を選任)

第十六条 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によってこれを定める。

2 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 理事は、冷凍食品若しくはこれに準ずるものの生産又は販売に関係を有する者であってはならない。

4 理事のうち、同一親族(三親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の三分の一を超えてはならない。

(役員職務)

第十七条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して本会の会務を掌握し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、専務理事を補佐して本会の業務を分掌し、あらかじめ理事長が定める順序により、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、理事会の定めるところにより、業務を執行する。

5 監事は、業務の執行及び財産の状況を監査する。

6 理事及び監事は、相互にその職をかねることができない。

(役員任期)

第十八条 役員の任期は二年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。
- 3 補欠により、又は任期の途中で選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第十九条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事総数及び評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員になるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第二十条 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、理事会及び評議員会の議決を経て理事長が定めた場合に限り、報酬を支払うことができる。

(評議員)

第二十一条 本会に評議員十八名以上二十三名以内をおく。

- 2 評議員は、理事会が選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員及び役員は、相互にその職を兼ねることができない。
- 4 第十八条及び第十九条の規定は、評議員に準用する。この場合において、これら条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える

ものとする。

(評議員の職務)

第二十二条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の諮問に応じ、事業計画の制定その他本会の運営に関する重要事項について審査審議しまたはこれに関して理事長に助言することができる。

(顧問)

第二十三条 本会は、顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認をうけて理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関する事項について理事長の諮問に応じる。

(事務局)

第二十四条 本会に事務局を設け、所要の職員をおく。

2 事務局および職員に関する規定は、理事会の議決をへて、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第二十五条 事務所には、次に掲げる資料を備えておかなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員名簿
- 三 事業報告書
- 四 収支決算書
- 五 正味財産増減計算書

- 六 賃借対照表
 - 七 財産目録
 - 八 事業計画書
 - 九 収支予算書
 - 十 役員 の 履 歴 書 並 び に 評 議 員 及 び 職 員 の 名 簿 及 び 履 歴 書
 - 十一 許可、認可等及び登記に関する書類
 - 十二 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - 十三 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 十四 その他必要な資料
- 2 前項第一号から第九号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第四章 会議

(理事会の召集)

- 第二十六条 理事会は、毎年少なくとも二回以上開催するものとする。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を召集することができる。
- 3 理事が理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事会の召集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から三十日以内にその手続をしなければならない。
- 4 理事会の召集は、開催日の七日前までに会議の日時場所および目的たる事項を理事に通知して行うものとする。ただし、緊急の必要

あるときはこの限りでない。

5 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第二十七条 理事会は、この寄附行為で定める事項のほか次に掲げる事項を議決する。

- 一 基本財産の処分および担保権の設定
- 二 寄附行為の変更、解散または残余財産の処分
- 三 諸規程の制定ならびに改廃
- 四 評議員に提出すべき議案
- 五 前各号に掲げるもののほか、本会の運営に関し理事長または理事会が必要と認める事項

(評議員会の召集)

第二十八条 評議員会は、理事長が必要と認めるときに、理事長がこれを召集する。

2 評議員が評議員総数の三分の二以上の同意を得て、評議員会の召集を請求したときは、理事長はその請求のあつた日から三十日以内に評議員会を召集しなければならない。

3 評議員会の召集は、開催日の七日前までに会議の日時、場所および目的たる事項を書面により評議員に通知して行うものとする。ただし、緊急の必要あるときは、あらかじめ、評議員会の定めた方法により召集することができる。

(役員と評議員会)

第二十九条 理事および監事は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。

(定足数)

第三十条 理事会および評議員会（以下「会議」という。）は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 会議の議事は、この寄附行為で特に定められた場合のほか、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。

（代理人）

第三十一条 理事または評議員は、代理人によりその議決権を行使することができる。ただし、代理人は、理事にあつては理事でなければならぬ。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。ただし、理事の代理権の範囲は、一人につき一個とする。

3 前二項の規定により代理人によってその権利を行使する者は、出席者とみなす。

（理事会の特例）

第三十二条 理事長は、議事が軽微な事項に係る場合においては書面による賛否を求めて、理事会の議決にかえることができる。

（議事録）

第三十三条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議に出席した理事又は評議員の氏名（代理人の場合にあつては、その旨付記すること。）

三 議決事項

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事又は評議員のなから、その会議において、選出された議事録署名人二名が署名押印しなければならぬ。

第五章 寄付行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第三十四条 この寄附行為の変更は、理事総数および評議員総数のそれぞれ三分の二以上の同意を得て、かつ農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第三十五条 本会の解散及び本会が解散したときの残余財産の処分は、理事総数及び評議員総数のそれぞれ三分の二以上の同意を得て、かつ農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第六章 雑則

(寄附行為の細則)

第三十六条 本会の寄附行為の実施に関して必要な細則は理事会の議決をへて、別にこれを定める。

第七章 附則

第三十七条 変更前の寄附行為によつてされた理事長の選任、理事、監事若しくは評議員の委嘱または理事会若しくは評議員会の議決その他の行為は、この寄附行為に相当する規定があるときは、これらの規定によつてしたものとみなす。

(昭和五十四年二月十六日)

附則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成十八年七月十四日)から施行する。